

令和4年5月24日

報道機関 各位

枚方市提供

高額介護サービス費等の算定誤りについて

介護保険制度では、介護サービスの1月当たりの自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給する制度（高額介護サービス費等）がありますが、この度、その算定においてシステム上の誤りがあり、高額介護サービス費等を過少支給していたことが令和3年12月23日付の厚労省からの確認依頼通知により判明いたしましたのでご報告いたします。

今後、システム事業者との連携をさらに図るとともに適正な事務執行を行い再発防止に努めてまいります。

記

1. 概要 高額介護サービス費を算定する際、公費対象本人負担額（公費負担医療対象者が訪問看護などの介護サービスを利用したときの自己負担額）を他の介護保険サービスの自己負担額に含めずに計算していたため、支給額に不足が生じました。
2. 対応 以下の対象者に向けてお詫び文と追加支給の案内を送付します。
 - (1)高額介護サービス費（時効2年 介護保険法第200条第1項）
対象期間：令和2年5月～令和4年3月算定分
対象者・支給額：118人 77万8640円
 - (2)高額介護サービス費相当額補助金（6月定例月議会補正予算案を提出予定、令和3年12月23日付厚労省通知以降※）
対象期間：令和元年12月～令和2年4月算定分
対象者・支給額：48人 14万7883円
 - (3)介護予防・日常生活総合事業費
（時効5年 地方自治法第236条第1項）
対象期間：平成31年4月～令和2年11月
対象者・支給額：3人 6万6644円介護保険システムを改修し支給額が確定次第、対象者への追加支給を行います。
3. その他 上記金額・対象者等については現時点によるものであり、今後の確認手続きにより変動する可能性があります。
高額医療合算介護サービス費等、他の制度への影響がないかについて確認及び調査を継続し、適宜対応いたします。

※厚労省通知以後、対象者や概算額の確認までの期間に消滅時効を迎えたものについては、特例措置として、補助金の交付にて対象者の救済を行うものです。

<問い合わせ先>

健康福祉部 長寿・介護保険課
TEL072-841-1460 FAX072-844-0315